

## 仕様詳細

1 品 名 非常用給水袋

2 数 量 1,810 袋

3 規 格

(1) 容 量

6 リットル

(2) 材 質

ナイロン・ポリエチレン等を主体とした多層フィルム

(3) その他

ア 機能等

- ① 密閉性が高く、耐圧性に優れ、破損及び水漏れ等が発生せずに操作が簡易なこと。
- ② 提げる、背負う（リュック式）の二通りの使用ができること。
- ③ 手提げにして使用するための持ち手（持ち手穴）があること。さらに、両肩に背負うためのベルト穴が本体にあり、袋1枚につきベルトが付属されていること。
- ④ 手提げにして使用するための持ち手（持ち手穴）部分、背負って使用するためのベルトは、満水時状態で上げ下ろしに耐える構造であること。
- ⑤ 水を満水にして背負った際にずり落ちることがないこと。
- ⑥ 満水状態で1mの高さから1回アスファルト路面に落下しても破損せず、水漏れしないこと。
- ⑦ 容量表示は、注入時最大容量（6リットル）を超えることがないように、容量を示す線を表示すること。
- ⑧ 二つ折り又は三つ折りで収納できること。
- ⑨ 水を入れたときに自立する形状であること。
- ⑩ 満水の状態で人が背負い、歩行又は走行しても水漏れしないこと。

イ 表 示

- ① 非常用給水袋の表側に、「非常用飲料水」、「大阪広域水道企業団」、「6ℓ」の文字を入れ、「使用期限」を表示すること。
- ② 裏側に使用方法、注意書き、製造年月日を表示すること。
- ③ 文字等は、多層フィルムの間印刷し、水道水との接触が一切なく、色落ち等が生じないようにすること。
- ④ 文字色は、青1色とし、文字の大きさや書体は契約締結後に別途指示する。

ウ 梱 包

- ① 100枚又は200枚を1梱包として段ボール箱に入れること。
- ② 段ボール箱の側面4面に品名、1箱あたりの数量及び製造年月日を表示すること。

エ 使用材質

- ① 非常用給水袋に水道水を入れた際、水質に影響を与えない材質を使用すること。
- ② 食品衛生法に定める食品、添加物の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第3器

具及び容器包装Dの2の(1)及び(2)の4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装(平成18年厚生労働省告示201号)で規定された項目に合致していること。

③ 契約締結後、上記①、②を満たすことを確認できる書類等を提出すること。(コピー可)  
オ 使用期限

未使用で直射日光を避け、常温で保管した状態で、10年間使用できること。

カ 特許

製品に特許等が用いられている場合は、その使用に関するすべての手続きは、受注者がその責を持って行うこと。

4 納入期限 令和6年2月29日(木)

5. 納入場所 大阪広域水道企業団の以下の所属に納入すること。

施設名	所在地	納品数量 (袋)
南部水道事業所	〒594-0031 大阪府和泉市伏屋町 5-7-10	1,200
忠岡水道センター	〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1	100
田尻水道センター	〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 375-1	60
河南水道センター	〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6	450
合計		1,810